

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めているというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC病院に雇用され、〇科に所属する研修医として勤務していた。

被災者は、大学時代から不眠症状があり、上司の勧めもあって平成〇年〇月〇日Dクリニックを受診したところ、「睡眠障害」と診断された。その後、E病院睡眠科を受診して「不眠症」と診断されている。

被災者は、平成〇年〇月〇日硫化水素による自殺未遂を起こし警察に保護され、請求人とともに一旦自宅に戻ったものの、C病院の寮に眼鏡を取りに行くと言っ
て出かけ、戻って来なかった。そこで、病院関係者が寮に行ったところ、寮内で
練炭による一酸化炭素中毒で倒れているところを発見された。C病院に緊急搬送
されて意識を回復するも、翌〇日午後〇時頃個室の病室内のトイレで縊死してい
る状態で発見され、直ちにベッドまで運ばれて心臓マッサージなどの蘇生術が施
されたものの死亡するに至った。なお、死亡診断書によると、死亡日時「平成〇
年〇月〇日午後〇時〇分」、直接死因「縊頸」、死因の種類として「自殺」と記載
されている。

請求人は、被災者の自殺は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に
遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務
上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をし

た。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、被災者の精神障害の発病及びその死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人の精神障害の発病の有無と発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者は、2日間のうち3度も自殺を図るという執拗な自殺衝動があったこと及び最初の自殺未遂後に電話で応対した上司や家族が「普段とは違ったハイテンション」の様子であったとしていることなどから、軽躁をうかがわせるエピソードがあり、また、以前から睡眠導入剤を必要とする不眠状態が継続していたことからみて、双極性感情障害の混合状態が背景に存在していた可能性が強く疑われるとし、ICD-10診断ガイドラインの「F31 双極性感情障害（躁うつ病）」（以下「本件疾病」という。）を発病していたと推察している。そして、発病の時期については、被災者が学生時代から不眠を訴えて、睡眠導入剤を服用しており、平成〇年〇月にはインターネットを使って睡眠導入剤を入手して服用していることが上司により確認されていることから、その頃には既に発病していたと推定されるが、発病の時期は定かではな

い旨の所見を述べている。

当審査会としては、被災者の精神障害の発病の有無については、複数の専門医で構成された専門部会の上記所見に基づくことが妥当であり、被災者は発病の時期は不明であるものの、本件疾病を発病していたものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人からの聴取、請求人らから提出された意見書等から、請求人らは、被災者の業務による心理的負荷となる出来事として、「『F』『F先生』などとあだ名でよばれていたこと」、「被災者がトイレで用足しをしている様子を後輩であるG医師が携帯で写真を撮り、それをメールで送信したこと」、「亡くなった患者さんの家族への説明に負担を感じていたこと」、「救急患者の病気を正確に把握できなかったこと」、「医師として過重な業務に従事したこと」等を主張していると考えられることから、以下、これらの出来事について検討すると、次のとおりである。

ア 「『F』『F先生』などとあだ名でよばれていたこと」については、あだ名で呼んでいたとされるH看護師は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、「あだ名で呼ぶようになったのは平成〇年〇月頃からだと思う。」、「当初は被災者が居ないときに『F先生』と言っていたが、休憩の詰所で被災者とお菓子を一緒に食べる時などに、私とI看護師が『Fさんこれ食べる。』などと声かけをしたりした。そのように言っても、被災者は嫌な顔一つせずに返事をしていた。」、「私達にとって今でも親しい先生のことをあだ名で呼んだりしている。」と述べている。また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、「病棟であだ名で言われていたことは聞いて知っていた。被災者が自分で言っていたし、ネタとして楽しんでいた様子であった。看護師たちが言っていることに関しては気にしていなかったようであった。看護師に対する不満や嫌だとかは被災者の口から聞いたことはない。」と述べている。

次に、「被災者がトイレで用足しをしている様子を後輩であるG医師が携

帯で写真を撮り、それをメールで送信したこと」については、当事者である G 医師は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、「被災者とは総合内科の研修を受けた平成〇年〇月に知り合い友人となり、医師としては私が一番の友人であった。被災者とは、月に 1、2 回仕事を終えて帰るときに食事を一緒にしていた。」「被災者は、やさしい人で、悪口は言わない、不満も言わない、他人を批判したこともなく、穏やかな性格であった。」「被災者が小便をしている様子を携帯で写真を撮り、それを被災者にメールを送ったのは、酔っぱらった際の私のいたずらであった。被災者も相当に酔っぱらっていて、いたずらで撮影して、そのまま被災者に送ったものである。そのようないたずらはお互いにしていた。」と述べている。

以上の 2 つの出来事については、関係者の申述に鑑みると、職場における親しい間柄でのコミュニケーションの範囲を超えるものとは認められず、被災者自身が深刻に気にしている様子も認められないものである。当審査会としては、これらの出来事について、時には被災者が不快に感じるがあったかもしれないことから、認定基準別表 1 の具体的出来事の「(ひどい) 嫌がらせ、いじめを受けた」を類推して適用することとするも、人格を否定するようないじめや嫌がらせであるとはおよそ認められないことから、心理的負荷の総合評価は「弱」とすることが相当であると判断する。

イ 「亡くなった患者さんの家族への説明に負担を感じていたこと」については、G 医師が述べるように、被災者はやさしく繊細な神経の持ち主であったことがうかがえることから、亡くなった患者さんの家族への説明に当たっては相当神経を遣ったであろうと推測されるものの、医師としての本来業務であり、心理的負荷の具体的出来事としては評価の対象とすることはできない。

ウ 「救急患者の病気を正確に把握できなかったこと」については、J 部長は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、「被災者が、平成〇年〇月〇日の救急外来の日直したときのことである。腹痛患者について消化器科にコンサルトしたが、同科の医師が患者の状況確認して緊急性はないと判断したとのことである。この患者が後日再び来院して盲腸と診断されたが、被災者はこの診断結果については知らないことである。」と述べており、業務による心理的負荷をもたらす出来事とは認められない。

エ 「医師として過重な業務に従事したこと」については、監督署長の集計し

た労働時間集計表によると、死亡前6か月間の時間外労働時間数は15時間45分～51時間となっていることが認められる。当審査会において、同集計表について精査したが、その算定方法は妥当であり、被災者は精神障害を発病するほどの恒常的な長時間労働に従事したとは認められない。

オ 以上のことから、業務による心理的負荷の強度の全体評価は、「弱」とすることが相当であると判断する。

- (4) なお、請求人らは、本件公開審理において、被災者は消化器科の医師の対応の悪さに当初からずっと悩んでおり、それについて調査してほしい旨述べているが、対応の悪さについての具体的内容に関しては、質問を聞いてくれないこと以外には特に述べておらず、当該出来事が被災者にとって、ある程度の心理的負荷になったとしても、当審査会が調査するまでもなく、自死するに至るほどの心理的負荷があったとは考えられないものである。

また、その他、請求人らから提出された資料や主張について子細に検討したが、上記判断を左右するものは見出すことができなかった。

- (5) 以上を総合すると、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。